

公園を管理運営する指定管理者を募集します

指定管理者制度とは

平成15年6月に地方自治法の改正により創設された制度です。

従来、市の公の施設の管理は、市が直接行うほかは、市の出資法人や公共団体のみが行うことができました。しかしこの制度の創設により民間事業者などの団体でも公の施設の管理を行うことが可能になりました。この制度は公の施設の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。

対象施設

名 称	所 在 地	面 積
5万人の森公園	五條市北山町930番地の1	8.4ha
上野公園	五條市上野町246番地	16.7ha
阿田峯公園	五條市三在町1680番地	5.1ha

募集要項および仕様書の配布期間

3月19日(水)まで

申請の受付期間

4月25日(金)まで

■問合先 公園緑地課公園緑地係 ㊦(内線402)



「近世の新町」② 一歴史的雄都の五條一

前

前に引き続き、今回も近世の新町地域の人々の動きを追います。【柏田家文書】の中の『村送り手形』などを元にして、他地域から新町村への移住元について一覧表を作成しました。時代的に偏っていたりしますが、元禄14(1701)年~明治8(1875)年の175年間の135例が判明します。

いくつかの特徴を列挙すると、宇智郡内からの移住が特に多いこと、その中でも五条村と二見村が目立つこと、紀伊国、中でも隣接した伊都郡(橋本市方面)からの移住者が特に多いこと、摂津・河内・和泉などの大阪府方面からもそれなりに見られること、遠方でも大坂城下や和歌山城下の町場からの移住が顕著であること、大和国内では吉野郡・葛上郡以外は少ないことなどを指摘できると思います。新町に<筋筋>の通り(絵図には大坂道とも)があるのも示唆的です。残念ながら、これら移住の理

【新町村への移住元一覧】(1701年~1875年:175年間の135例)	
○大和国 77例(57%)	左の宇智郡の内訳(56例中)
・宇智郡 56例	(56例:41.5%)
・吉野郡 6	・十市郡 1
・葛上郡 6	・宇陀郡 1
・葛下郡 2	・広瀬郡 1
・高市郡 2	・式下郡 1
	・添上郡 1
○紀伊国 42例(31.1%)	
・和歌山 5	・有田郡 1
・伊都郡 30(22%)	・日高郡 1
・那賀郡 5	
○摂津国(大坂) 7例(5.2%)	
○河内国 7例(5.2%)	
○和泉国 2例(1.5%)	
備考:前回の【新町への移住一覧】とは重複していない。前回の五条村・二見村・須惠村分の126例をこの一覧に加味すると事情は変わる。	

由・目的が不明な場合が多いのです。具体的に職業が分かるのは、粉河からの<味噌・醤油商売>、伊都郡からの<医師>と<下駄職>、田原本からの<細屋渡世>だけです。

『堺市史』には、少なくとも延享3(1746)年以前から、新町の火薬製造業者村松清三郎から堺の調査業者高三家が合業を

購入していたことを記録しています(隆達節の高三家)。また、京都・大坂を拠点に各地で興行していた女舞の三勝の一座が五條で舞ったと伝えられる(実際、女舞の三勝と新町の赤根屋半七の心中を遡ること7年前の1688<貞享5>年に、奈良の芝辻村・油坂村・法蓮村地域では女舞が演ぜられている)のも、日頃からの河内国・摂津国とのつながりが存在していたからこそだと思います。

次に【明治5年人口動態】を掲げましたが、実に1年間に24人の新生児が誕生しています。略しましたが翌年1年間では14人、翌々年では26人です。死者は翌年15人、翌々年16人です。3年間での自然増加数は19人となります。少子社会の現代から見ると、驚嘆する新生児の数と自然増加数です。皆さんはどのような感想をお持ちになるでしょうか。

明治5年人口動態	人口増加		人口減少	
	生	移住	死	移住
明治5年2月	3件		1	
3月	2		1	
4月	2		2	
5月				
6月				
7月	2		3	
8月	3		1	
9月	1		2	1
10月	1		2	1
11月	2	2	2	1
12月				
明治6年1月	8			
計	24	2	14	3

備考:「人籍書上下調帳」

(新町と松倉豊後守重政400年記念事業実行委員会委員 藤井正英)